

税制調査会（第4回総会）議事録

日 時：平成28年10月14日（金） 9時30分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、第4回税制調査会を開会します。

まず国際課税についてです。これは前回、議論の第1回目として国際課税を取り巻く経済環境の構造変化を御紹介した上で、BEPSプロジェクトの概要を振り返るとともに、このプロジェクトを踏まえた国際課税の課題について皆様から様々な御意見、御指摘を頂戴しました。

今回はこの国際課税の第2回目の議論として、いくつかの課題のうち、まず外国子会社合算税制の見直しについて議論をしていきたいと思っています。

それから、国際課税の次のテーマですが、国際課税に加えて本日は、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応という問題について、事務局から説明していただきたいと思えます。

これは前回、上西特別委員から御指摘のありましたとおり、グローバル化やICT化、商品・サービスの多様化といった納税実務等を取り巻く環境が大きく変化してきています。このような変化への対応は、納税者の利便性の向上を図るために非常に重要であることから、今後、議論を深めていく必要があると考えています。

この点については前回の、会議の最後に申し上げましたが、議論をしていきたいということで、本日は納税実務等を巡る近年の環境変化と、それへの対応として従来どのような対応を行ってきたのかという点について事務局から御説明していただいた上で、委員の皆様からこれも御意見、御指摘を頂戴したいと思えます。

では、国際課税と納税実務等を巡る環境変化への対応、この二つのテーマについて今日はお話ししていきたいと思えますので、よろしく願います。

申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

なお、本日御欠席の佐藤委員、神津特別委員、森特別委員から意見書が提出されていますので、お手元に配付しています。適時、御参照ください。

それでは、最初の議題、国際課税に入りたいと思えます。事務局にはこの議題に関連する資料を用意いただいていますので、まず事務局から御説明していただいた後、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思えます。

それでは、緒方国際租税総合調整官、よろしく願います。

○緒方主税局国際租税総合調整官

それでは、早速、国際課税の2回目ということで、お手元の総4-1「国際課税②」

という資料に沿って御説明させていただきたいと思えます。

最初に1ページ目、2ページ目は、前回の議論の際に委員の方々からいただいた意見を簡単にまとめさせていただいています。簡単に御紹介させていただきます。

1ページ目、一番上からまず直接投資については、「グリーンフィールド」投資のような本当に直接投資でイメージされるものに加えて、証券投資的なものも入っているということで、直接投資の実像を踏まえて実態を見ていくことが必要という御意見をいただいています。

二つ目から、いくつか知的財産について様々な委員の方から、今日の佐藤委員の意見書にもありますが、御意見をいただいています。知的財産についてはしっかり対応していかなければいけないということが中心的な御意見です。

四つ目の○のところは、知的財産について外国子会社の合算税制の設計の中でもしっかりと見ていくべきという御意見もいただいています。

下から二つ目と三つ目の○ですが、これは合算税制の中身についての御意見です。中小企業の過度な負担に配慮し、日本企業の競争力を削がないようにという御意見、また、多国籍企業が活動しやすいような配慮が必要であるといった御意見をいただいています。

一番下の○ですが、制度の設計に当たっては国際的な取組みとの歩調が重要である。それから、企業の負担に配慮していくことが必要という御意見をいただいています。この国際的な取組みと歩調を合わせていくことが必要ということは佐藤委員の意見書にもありますが、このような御意見がありましたので、今日は資料の後半で諸外国の状況を御紹介させていただきたいと思っています。

2ページ目、一つ目の○は、総論的な御意見として国際租税の制度改革に際しては、過去の改革の経緯や、法人税の体系といったものを踏まえて、総合的な視点を持つことが必要であるという御意見をいただいています。本日の資料もこの御意見に沿って、全体像とバックグラウンド等を御紹介させていただきたいと思っています。

二つ目と三つ目の○ですが、BEPSプロジェクトの合意事項の実施に際しては実効性とスピードが重要であり、日本が従来どおりリードしていくことが重要という御意見をいただいています。国際租税の分野においては、外交的なセンスが求められるということで、そのような点もしっかり行ってほしいという御意見をいただきました。

下から二つ目の○ですが、公平な課税を行うに際しては、情報が重要であるという御指摘をいただいています。情報に基づいてモニタリングも必要ですし、全体として税務当局のマンパワー、体制についても拡充していく必要があるという御指摘をいただきました。

一番下のところですが、グローバル化、ICT化を背景として、納税者利便の向上の観点から掘り下げた議論をすることも必要ということで、冒頭、会長から御紹介がありましたように、本日の後半部分でこの点は御紹介させていただきたいと考えています。

3 ページ目、本日は合算税制の議論をさせていただきたいと思いますが、その前に国際租税をめぐる全体像、議論のバックグラウンドを少し御紹介させていただきたいと思います。

あるべき国際課税を目指していく時の理論的なバックグラウンドとして、資本輸出中立性という考え方と、資本輸入中立性という考え方があり、日本のような資本輸出国を中心とする国は、上の資本輸出中立を考える方が良いのではないかと従来から指摘されています。一方で資本輸入国を中心として、資本を受け入れている国の目線からしますと、資本輸入の中立性を考えてはどうかということが言われています。この資本輸出中立性は、資本を出し手の側から見て投資先を税に関係なく中立的に選ぶということが貫徹されるという原則ですが、※にあるように、全世界所得課税を行ったとしても、外国子会社の所得に発生時点で課税することには限界があるということで、なかなかこの中立性は貫徹できないと指摘されています。

一方で資本輸入中立性は、受け入れる国の側からどの国の企業であっても公平で競争できるような条件にすべきという中立性ですが、これについては領土主義課税を採用した場合であっても、投資所得（利子・配当・使用料等）については全世界所得課税をしているという形になっています。このようなことで現実の世界においては結局、両方の中立性のハイブリッドな制度になってきているということが世界の状況で、これをよりポジティブに捉え直してみますと、二つ目の隅付き括弧のところですが、近年の傾向ということで、潮流としては事業の経済活動から発生する所得、アクティブ所得と呼んでいます、こちらにつきましては企業の活動がある場所、事業がなされている国で課税を行い、一方でパッシブ所得、持っているだけで収入が得られるような所得については、その所得が帰属している者の居住地国で全世界所得課税をするといった方向で、国際的な潮流が流れているのではないかと分析しています。

もう少し引いて申し上げますと、GDPの三面等価と同じような視点ですが、様々なタックスミックスがある中で消費段階に着目している消費税のような消費課税につきましては、消費の行われた場所、消費地で課税する。生産、価値創造が行われているような局面での課税、事業所得課税、法人課税につきましては、事業が行われている場所、価値が創造されている場所で課税する。分配時の所得に対する課税、これは所得が帰属している者の居住地で課税するといった三つの局面それぞれにおいて課税地を特定するということが、国際的な潮流は実はそろってきているのではないのでしょうか。このような潮流を受けてBEPSの議論も行われてきていると我々は分析をしています。

我が国がそのような中でどのような取組みを行っているかということが三つ目の隅付き括弧のところですが、我が国としましてもこのような国際的な潮流を背景としまして、その流れに沿って日本企業の積極的な海外展開の支援を通じた国際競争力の強化ということで、日本企業の海外展開を支援するという視点を持ちつつ、一方でその中で租税回避をする者については厳しく対応をするということで、租税回避への対応を

する、この海外展開の支援と租税回避への対応という二つの政策的な要請を、バランスをとりながら改正を進めてきているところです。

特に直近ですが、2009年度の改正におきましては日本企業の海外子会社の配当益金不算入制度というものを導入し、これを通じまして日本企業の海外展開を通じた海外市場の成長の果実の日本経済への取込みに貢献をしてきているのではないかと整理をしています。今回、外国子会社合算税制について見直すに当たっては、このような国際的な潮流や、我が国の今までの制度改正の方向性といったものを踏まえて進める必要があると考えています。

4 ページ、御紹介しました2009年に外国子会社配当益金不算入制度を導入した時に、どのように企業行動に影響があったかということ进行分析したものです。2009年に導入しており、ちょうど軌を一にしてリーマンショック、世界経済危機がありましたので、なかなか効果分析をすることは難しいですが、御覧いただいているグラフ、青い部分が海外から直接戻ってきた配当の量を示しています。一方で白い部分も含めた棒グラフ全体につきましては、白い部分が、海外子会社が現地で留保再投資した部分ですが、それを含めた海外子会社直接投資の収益が全体の棒グラフの高さになっています。

この全体の棒グラフがリーマンショック、世界経済危機を受け、2009年、2010年と大きく下がっているわけですが、一方で青い部分、直接配当として戻ってきている部分につきましては順調に伸びてきています。これをどのように考えるかということですが、全体の直接投資収益に占める実際に配当として戻ってきている青い部分の比率を赤の折れ線グラフで示していますが、仮にこれが一定だったと仮定すると、2009年、2010年のところは実は全体に占める配当の割合が非常に高くなっています。2010年は93%までなっていますが、これは全体として直接投資収益が下がっている中においても、配当として戻さなければいけないものについてはしっかり戻せてきている、逆に言いますと、税制側の企業の配当の判断について、少なくとも中立な立場をとることはできたのではないかと分析をしています。

一方でこの外国子会社配当益金不算入制度を導入したことによって、配当が伸びているかどうかということは、現時点ではデータからはなかなか言えないというように整理をしています。

5 ページ目から外国子会社合算税制そのもののお話ですが、5 ページ目の資料は外国子会社合算税制の我が国の制度改正の歴史を簡単に振り返らせていただいています。昭和53年に導入した比較的古い制度ですが、導入時はタックスヘイブン対策税制と呼ばれていましたが、タックスヘイブン対策税制の適用対象となる子会社の所在地国をタックスヘイブンということでリストアップするリスト化方式で制度が導入されています。その後、3回、質的に大きく変化があったと分析しており、3回の変化の1回目が平成4年の改正ですが、導入時のタックスヘイブンをリスト化するアプローチから、個々の子会社の会社単位の税負担率を見て合算するしないを判断するという個別のア

アプローチになったのが平成4年です。

2回目の大きな変化が、先ほど御紹介しました外国子会社配当益金不算入制度を導入しました2009年の改正に伴い、それ以前はいずれ配当で戻ってきた時に課税し、課税所得に入るものについて軽課税の環境に留め置いていました。これは課税繰延であるという見方から、課税繰延の防止措置として位置づけられていましたが、外国子会社配当益金不算入制度を導入した以降は、一定の子会社から戻ってきた配当については益金に入れないということで、配当しても所得のカテゴリが生じますので、配当しなくても課税しない所得と、一方で配当しなくても親会社の所得として合算をして課税するという二つの種類の所得にきれいに色分けをするという形の制度に変更しています。これが二つ目の大きな質的な変化です。

この平成21年の改正までは外国子会社合算税制は全て子会社、会社単位で判定をしたり合算をしたりという制度でしたが、翌平成22年の改正におきまして、この原則を一部変え、資産性所得の合算課税制度、部分合算の制度を創設しています。これが三つ目の大きな質的な変更であり、この段階で会社単位ではなくて所得単位で合算、非合算を判断するという所得アプローチがここで見られたということで、三つ目の質的な変化として位置づけています。このような変化をしてきている制度ですが、このような流れを受けて今回の総合的な見直しが行われるということになります。

6 ページ目、これは前回、御紹介させていただきましたが、このような改正の流れを踏まえた現行制度の概要です。

7 ページ目の資料ですが、これも前回と同じ資料を再掲させていただいています。見直しの方向性として赤で囲ってあるところ、実体を伴わない所得であっても合算されない部分 (Under Inclusion) の問題、それから、実体ある事業からの所得も一部合算されてしまう部分 (Over Inclusion) の問題、下の赤い丸ですが、事務負担軽減のための何らかの措置、制度適用免除基準とここでは書いていますが、何らかの事務負担軽減措置が必要ではないかといった論点を踏まえながら見直しをしていくことを前回御紹介させていただきました。このUnder Inclusion、Over Inclusionの問題につきまして、8 ページ以降で具体的な事例を少し紹介させていただきたいと思っております。

8 ページ目、こちらはOver Inclusionの問題です。実体ある事業から得られた所得であっても合算されるケースということで紹介させていただいています。事例は航空機リースの事例でして、航空機リースにつきましては、現行制度におきましては、租税回避に活用されるリスクが高いということで、航空機リース事業の所得については例外なく合算対象としています。一方で近年、一部の航空機リース子会社については、実際に航空機リースを事業として行い、経済実体を伴って事業として航空機リース事業を行っているというものが出てきていますので、このようなものにつきましては一律例外なく合算ということになりますと、実体がある所得について合算をすることになってしまうということになります。

9 ページ目を御覧いただきますと、こちらはもう一つ、Under Inclusionの例で、海外のペーパーカンパニーを使って租税回避が行われる例です。絵の左側のところですが、通常の状態を考えますと日本にある親会社X社があり、これがA国、B国、C国に子会社を持っていて、それぞれから証券投資のリターンや知的財産使用権の使用料といったものを受け取って、これがそれぞれ日本で課税をされているという状態です。これについてペーパーカンパニーを使って日本の課税を回避するといったことがどのようにして起きるかということが右側の絵で示させていただいています。N国、法人税率24%と仮定していますが、20%以上の法人税率である国に中間会社としてのペーパーカンパニーY社を設立して、このN国、法人税率24%に加えて、いわゆる資本参加免税を持っていることを前提としています。

この資本参加免税を持っている国というものは、前回も御紹介させていただきましたが、直接投資を仲介する中継地としてよく利用される国の特徴として挙げられていますが、外国の子会社に資本を入れたときに、そこの配当やキャピタルゲインについて課税をしないというものです。つまり、資本参加について得られる所得は課税をしないという制度で、これを入れているという前提で考えています。

そのようなN国にペーパーカンパニーY社を設立しますと、例えば、A国から証券投資、中には証券投資としての受取りの配当も入ってきますが、そのようなものを受け取った場合に、一部受取配当については課税がされない状態になります。一方で左側ですが、この会社から直接日本が受け取りますと、配当25%以上を持っている外国子会社からの配当であれば益金不算入なわけですが、通常のポートフォリオの配当ですと益金に入ってくるわけですが、しかし、このような直接受け取った場合に益金に入っていたものが、間にペーパーカンパニーのY社をかませることで、Y社は100%子会社ですので、Y社からの配当については日本で益金不算入になります。Y社の段階でも資本参加免税があるので課税を受けないということで、Y社について課税されず、日本の課税所得にも入らないという状況を作ることが可能です。

このY社ですが、ペーパーカンパニーなので合算税制において合算すれば済むではないかという御議論もあるわけですが、このY社につきましてその他の所得を組み合わせることで、その他の所得について20%以上の税負担が行われますと、資本参加免税国につきましては免税にしていますので、免税所得は会社の税負担計算上除かれるという制度になっており、そのため、資本参加免税部分については計算に入らずに、その他の所得について税負担を計算して、20%以上の負担にしていると合算対象子会社にならないということになっています。このようなことを組み合わせることで、様々なN国が提供する免税軽減税率の適用を受けながら、日本にとっては合算対象にならない状態が生じるということです。このようなものが20%以上の税負担をしている外国においても発生し得る状況になっているということです。

10ページは、Over Inclusion、Under Inclusionとは違ったもう一つの問題点です。

外国子会社合算税制は外国の一定の子会社の所得について、日本の親会社に合算をするという制度で、制度の根本としまして正に親子関係が必要なわけです。その親子の関係を見る時に当然資本をどれだけ持っているかということで見ているわけですが、それを回避するために、資本関係を持たずにあたかも子会社であるかのような実質的な支配を行うという関係を作っている例があります。

下の絵を御覧いただきますと、内国法人Aが外国のブローカーBに依頼をして、海外SPC“C”を設立します。この海外SPC“C”については直接内国法人Aから資本を入れることなく、契約関係等で実質的に支配をするという形を作りますと、この海外SPC“C”は資本関係で言いますとAの子会社ではありませんので、合算税制の対象にはなりません。このSPC“C”に所得をためていくと租税回避を行うことが可能になります。租税回避を行うことが可能ですが、外国子会社合算税制の対象にはならないという問題があります。このようなものも論点の一つとして考えています。

11ページ、これは前回お示ししました現行税制の概要のフローチャートに、今、御紹介しました具体的なものも含めまして、論点になり得るものについて全体的に吹き出しの形で御紹介させていただいている論点の全体像ということです。

①はトリガー税率である20%を上回るところで、一律・自動的に対象外としているという、この一律・自動的に対象外というものについてどのように考えるかということが一つ目の論点です。

左側の②ですが、先ほど御紹介しました資本関係を断絶することで合算対象から外れているという問題をどのように考えるかという論点です。

③のところ、前回も御紹介させていただきましたが、事務負担軽減のために何らかの措置が必要ではないかという論点です。

この点につきましては前回も口頭で申し上げましたが、現行制度との連続性、つまり現在で事務負担をしていない会社について不必要に事務負担を増やさないとという観点から、会社単位で20%以上税負担しているところの事務負担をあまり増やさないために、会社単位で20%税負担という基準を何らかの形で維持するというのも、有効なオプションとして考えられるのではないかと考えています。

下の4番目の論点です。これは前回、野坂委員からも御指摘していただきましたが、海外の子会社の情報収集についても様々なことを考えなければいけない、整理していかなければいけないのではないかという論点です。ただし、もちろんその際、納税者の事務負担についても考えなければいけないといった論点もあります。

五つ目の論点です。真ん中の上の方ですが、Over Inclusionの問題で、基準がうまく働かず、実体があるのに合算されてしまうケースがあった場合にどのように対応するかという論点です。このようなものがあります。

もう一つ、大きなくくりとして資産性所得のところ論点がありますが、こちらにつきましてはもう一枚めくっていただきまして、12ページに改正に当たっての論点2

ということで御紹介させていただいています。御覧いただいていますリストは現在、資産性所得として合算対象になっています所得の一覧です。これが現行の対象範囲ですが、論点として⑥のところですが、このメニューが租税回避リスクの高い所得を捉えるものとして十分なものかどうかという論点があります。それから、BEPSの報告書でも指摘されていますが、知的財産が価値の大部分を占めているような財やサービスの販売から得られる所得、このようなものについて新たに対応する必要があるかどうかといったものが論点としてあります。

13ページ目にBEPS勧告の内容を簡単にまとめさせていただいています。全体の説明は省略しますが、真ん中の対象所得の定義のところには三つアプローチがあり、カテゴリーアプローチ、所得種類ごとに対象を選定するアプローチのところでは配当、利子、保険所得等の様々な所得が例示として挙がっていますが、このようなものについてBEPSリスクが高い所得として、制度設計する際にはしっかりと見ていくようにということが、BEPS報告書の中でも指摘されているということを御紹介させていただきたいと思えます。

14ページ以降は、諸外国の例にもならって歩調を合わせて改正を考えていくべきという意見をいくつかいただいていますので、それを踏まえ、諸外国がどのような動きをしているのかということをお紹介させていただきたいと思えます。

14ページの資料は、主要国の最近の動きをまとめさせていただいていますが、各国とも制度の体系や現状が異なりますので、表れ方は違いますが、様々な動きが最近起きてきているというものです。

一番上は米国で、まだ提案段階ですが、現政権、共和党の提案にも似たようなものがあります。海外子会社につきまして税率を少し引き下げて、一律19%で所得の発生時に課税をしてはどうかというものです。これは今まで御議論していただいています合算税制を一番極端な形にした形で、所得の中身を見るのも大変なので、税率は低くするが、無条件に一律合算をしてしまおうという提案です。アメリカではミニマムタックス、ミニマム税ということで提案をされています。

このようなものに加えて、ちょうどアメリカ時間の13日に、アメリカの財務省がインバージョン対策規制というものの最終案を発表しています。これはインバージョン対策ということで、何を租税回避と思うかということがその他の国と見え方は少し違っていますが、アメリカが租税回避であると思っているものについて対策を講じるというもので、一定の利払いについて制限をかけ、それに合わせて関連社との融資状況についての記録義務といったものも提案をしています。これがアメリカです。

その下の英国ですが、イギリスは日本と同じタイミングの2009年に海外子会社配当の益金不算入制度を導入して、それを踏まえて合算税制を抜本的に改正したという背景があります。所得を切り分けて英国から人為的に移転された利益について合算対象とするように明確化をしつつ、従来認められていた損失や費用との相殺を一部禁止す

るといったような手当をしています。

ドイツですが、最近の新しい動きですが、ペーパーカンパニーを利用した脱税に対する対策を進めるということで、情報申告義務や、ペーパーカンパニーの利用状況の報告義務、ペーパーカンパニーとの取引調査の際の調査権限の拡大といったようなものを提案しています。

一番下、EUですが、こちらは様々な租税回避防止策のメニューを包含する形で、租税回避に対抗するための指令案 (Anti-Tax Avoidance Directive) というものを正式に承認して、合算税制を含む様々な租税回避防止措置について、各国に制度化を求めているという状況です。

これが各国の最近の動きですが、合算税制に限って主要国のアプローチをごく簡単に最後に御紹介させていただきたいと思います。

15ページをおあげいただきますと、これがアメリカの合算税制の概要です。もともと外国子会社合算税制を最初に始めたのがアメリカのようなものですので、一番古いアプローチですが、合算対象の所得をいわゆるSubpart F所得ということで類型化をして、選別をするというアプローチになっています。所得で主要なものにつきましては①のいわゆる受動的所得、利子配当使用料といった受動的に見える所得で、②、③が関連者取引の所得で、関連者なので所得移転のリスクが高いということで関連者取引所得に着目してピックアップをし、④で保険所得をピックアップします。このような所得類型でピックアップをした上で、真ん中ですが、事業内容等に応じて振り分けをします。高税率所得を免除したり、事業活動基準ということで能動的な事業活動において得られるものにおいて、一定の除外をしたりといったことをした上で、一番上のデミニマス・ルールですが、合算対象所得が小さければ除外をし、フル・インクルージョンということで合算対象所得が会社の所得の大半を占めているような場合には、会社を丸ごと合算するといったような仕分けをして合算対象を決めているというアプローチです。

16ページ目はイギリスですが、先ほども御紹介したように、日本と同じように2009年に外国子会社配当益金不算入制度を入れて、その後、合算税制の大改正を提案して、様々な議論を経た上で現行の形になっているものです。そのため、主要国で比較的新しいタイプの制度になっています。

一番左のところでGatewayテストということで、合算対象になり得る所得をまず振り分けています。カテゴリとしては①事業利益、②非事業金融利益、③事業として行っている金融利益、④保険といったものをまず所得の振り分けのカテゴリとして決め、真ん中のGatewayテストで実際の対象所得を特定しています。

簡単に申し上げますと、①、②につきましては本来、イギリスに帰属しているはずの所得だったかどうかというのをテストしており、英国の重要な人的機能に帰属しているかどうかを判断基準に合算、非合算を分けています。③事業金融につきましては、な

かなかそのような帰属が判定しにくいこともあり、超過資本があるかどうかということをもメルクマールに、帰属しているかどうか判定しているという形になっています。④はそのキャプティブにつきましても、一定のキャプティブを切り分けて合算対象にするといった形になっています。

帰属主義アプローチと呼んでいますが、本来、イギリスに帰属したかどうかというものを見る形になっていますので、制度的にはなかなか計算が難しい部分がありますので、一番下のところで事業体レベルの適用除外基準ということで、事務負担軽減のためはかなり多くのメニューをそろえて、事業体レベルで入口から適用を免除するという形になっています。

最後、細かくて恐縮ですが、17ページ目はドイツの合算税制のアプローチです。ドイツもアメリカ、イギリスと同様に所得の種類に応じて合算、非合算を決める所得アプローチをとっていますが、アメリカとイギリスが合算対象となるようなパッシブ所得を切り出すというアプローチをとっているのに対して、ドイツは逆にアクティブな方、能動的な所得を特定しようという仕立てになっています。

一番左のところで能動的所得のカテゴリということで、一見、能動的に見えるような所得をピックアップしています。これについては合算対象から除くという思想なわけですが、真ん中のところ、能動的な所得カテゴリ、一見、能動的所得のように見える所得カテゴリについても、受動的に見える、パッシブ所得のように見える所得があるということで、それについては一つ一つ判定をして、能動的所得に見えているが、やはり実質はパッシブ所得である、受動的所得であるということで切り分けをして、これらについて合算対象にするという形のアプローチをとっています。このような制度が諸外国の例になっています。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から自由に御質問、御発言していただけたらと思います。いかがでしょうか。

増井委員、どうぞ。

○増井委員

2 ページのところでは前回の主な意見、3つ目の○があります。ここの外交的センスという指摘について、私も共感するところがありますので発言します。

2年前にシンガポールの大学に行きました。その時に気がついたことは、東南アジアの方々が日本の税制改正を非常に真剣にウォッチしているということです。日本の外国子会社合算税制についても、現地政府のポリシーメーカーにとって、とても大きい関心事です。そこで、シンガポールや香港のような機敏な地域ハブに対して、今回の改正がどのようなアナウンス効果を持つのかがとても重要なことだと思います。その

観点から、11ページの適用除外の設計に当たっても、それらの政府に対するアナウンス効果を重視すべきではないか。

他方で、これは今回の議論からはみ出るのかもしれませんが、インドネシアやインドのような大国もアジアにある。むしろそのような国々は源泉地ベースの課税を強化して、多国籍企業ははぎ取られる、という表現が悪いかもしれませんが、課税されるという立場にあります。今回の合算税制の見直しはそのような課税を抑えるものでもともとないわけです。そのような国々に対しての対応の手段は、今後考えていくことが必要ではないでしょうか。

もう一つは、今日出していただいた例についてです。8ページのところと9ページのところをあわせて見ると、8ページのアイルランドの例は、実体があれば除外する方向を示唆しています。9ページの例は、ペーパーカンパニーであれば日本で合算することを示唆しています。

一歩引いてこれを眺めると、実体活動を他のところから誘致するような政府間の国際競争は激化する。これはもともとBEPS行動計画が出た時点からの限界でした。これも今回の改正についての課題というよりは、もう少し広い課題です。日本の法人税について考える時には、このようなもう少し広い問題があるということ認識すべきであると思います。

○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。宮永特別委員、どうぞ。

○宮永特別委員

全般的な感じなのですが、海外に設置する会社は能動的に仕事をしているかについて説明いたします。事業活動上簡単な例ですと、フォークリフトならフォークリフトの製造・サービス事業の会社を作り、それから、また全く違う性質のパワープラントのサービス会社を作って事業を行っています。それぞれの製品事業に応じていくつも会社を作らないといけません。

その時に例えば、納税上の問題や、トラブルが起こった時のリーガルサービスなどを行うために、それから、州ごとに多くの様々な税金が違っているような場合などへの対応を効率化するためにある中間の会社を作ることがあります。そのような時には実体というものが直接的な事業活動を行っていることではなくなります。そのようなシェアードサービスのようなものを行っている会社については、そのサービスの割に利益が出る場合と極端に出ない場合とがそれぞれありえますが、実体によっては、企業がいくつかの複合的な事業を行っている場合に、通常の実業活動とは違う形のサービスを行うことで、管理会社のように見える場合があります。そのようなものも実際には、そこが非常に有機的な機能をしていて、それがあゆむに他の企業がある程度そのようなスタッフを持たなくていいことがあり、必ずしもそのような会社に利益は

出ているからといって租税回避につながるというものではないと認識しております。このように、様々な事例を想定し得るため、能動的という定義であったり、そのようなものの中で一部サービスなども含めたり、実態としてどのような価値を創造しているかということについての検討が少し必要ではないかという感じがあります。

それとよく似た点として、先ほど10ページのところにあります資本関係の断絶、直接出資をしないという事例について、ある一つのプロジェクトのなかの商行為として、例えば、5年間続くあるプロジェクトのように期間が非常に長くにわたる場合には、法人を自分で作って事業を行うよりも、どちらかというプロジェクトが終わるまでの管理業務などを全部代行してもらう形で行っていく場合もあります。リスクを回避するためにそのような代行の方が楽な場合、例えば、利益が1年目～3年目はなかなか出ないが、4年目か5年目にもものすごく出ることが予想される場合には、契約によって利益を通算できるとした方が、プロジェクトを行う側としては楽な場合があります。そのような場合には、実態として数年間、先方の節税メリットや、どの程度損失を受け入れられるかなどを勘案しつつ、将来生じる利益も織り込んだうえで取引をしている実態もかなり見られるのではないかと思います。また、ものすごくリスクが残るという場合について、リスクを流動化する必要性など様々もございませう。このような場合については、当然、税務当局にはそれをきちんと説明しないといけないということは大前提だと思います。このような場合について、何年間かたったところで全部通算して出て、その中で当然課税すべき所得について適正に課税されることは仕方がありません。当然課税されるべきものはしないといけないのですが、適正なリスクとリターンを踏まえて、ある期間のプラスマイナスをなるべく最適化させたり、リスクを最小化するというのを考えたり、そのような実態がある時には、それは通常の投資とは少し違うということで考えていただきたいと思います。ただし、それは、そのようなことを行う企業がきちんと説明をしないといけません。厳しい国際競争の中で、契約関係の中には、そのようなものが入り込むこともありうるということをしっかりと説明できているのであれば、ある程度配慮した取り扱いもいいのではないかと思います。

○中里会長

田近委員、どうぞ。

○田近委員

前回も少し考えを述べたのですが、今日は5ページを見ていただいて、我が国における外国子会社合算税制における主な改正で、私の指摘はこの外国子会社の合算税制については、国際課税、その基にある法人税も含めて全体的な視点で考える必要があるということを言いましたが、ここに具体的に制度の変遷が書いているので、これを踏まえて考えを述べさせてもらいたいと思います。

5ページ、平成4年に外国子会社に対して、いわゆるトリガー税率というものを導

入しました。それに対して平成21年に外国子会社配当益金不算入制度、これは今まで日本の海外展開をする企業で子会社を持って展開する企業に対しては、全世界所得に関係したものを外国での子会社の所得から戻ってくる背景に関しては、95%は益金に入れないという整理にしたわけです。

私が思う大切なことは※のところ、外国子会社配当益金不算入制度の導入の前、つまり全世界所得にかけていた時には、外国子会社には外でたまっていたものに対してはなかなか返ってきません。返ってこないということはずっと繰り延べされているので、それに対しての対応、つまり繰り延べ措置ということでこの合算税制が考えられていました。ところが、今度は糸が切れたように向こうで税金を払ってしまえば、こちらで益金を戻した時に税金がほぼかからないということですから、そうではなくて外国子会社で発生した所得を合算する制度と考え方が変わったわけです。

問題は、それを受けて平成22年に資産性所得に関しても合算課税をするということになったわけです。そうすると、現状はどういうことか、どこが問題かということ7ページ、前回も出てきましたが、今までトリガー税率、つまりある一定の税率以上であれば合算課税はせず、それ以下であれば合算対象にしています。ただし、対象にするだけではなくて、更にいくつかのテストがありますが、基本的には7ページを御覧になっていただくと、外国子会社配当益金不算入になった以降もトリガー税率というものを使ってきました。ここが問題です。

現行は7ページの上の図でトリガー税率というものが20%となっています。それより上ならば、合算課税はせず、下の時には合算課税しますという話になりました。それを続けているわけです。しかしながら、先ほど申し上げた制度変更から、それはそうではないであろうと思います。基本的な考え方としては数のイメージですが、合算税制の考え方というものは、海外の子会社の所得のうち、それがビジネスに本来、寄与しているものに関しては合算課税しないということです、そのようなものではなくてパッシブなもので、ここでは経済実体がない受動的所得というものならば、それは合算課税しましょうということです。これが、日本が制度変更していることに伴う合算課税の考え方の本質であると思います。

ただし、やみくもに受動的な所得なら合算してしまえば良いというわけではなくて、それはその制度が煩雑になることに伴う配慮を十分に行わなければならないのですが、基本的にこのような考え方で、それ自身は実はBEPSプロジェクトで本来的にサジェストされている考え方に従ったものであるのです。それが実はまたページをめくってもらうと13ページにそのBEPSプロジェクトの合算税制に関する考え方が整理されており、真ん中の対象所得の定義ということで、どれを合算するのかということでカテゴリカルアプローチと書いてありますが、早い話、今、御指摘していただいたように受動的な所得には合算対象にしていいのではないのでしょうか、ただし、実質アプローチというものは所得に実体が伴っているならば、それは合算する必要はないのではないでしょ

うか、最後に超過利潤アプローチ、海外子会社が、特に租税軽課国の子会社が特別利益を得ているとすると、超過利潤を生んだということは、制度的にも様々な背景があるのではないのでしょうか、それに対しては一定のものを合算しましょうという提案をされているわけです。

長く話をして申し訳ありませんが、私の考え方は、日本も海外子会社からの配当に対する税をかけないという仕組みに変えたということの反映として、合算税制についても所得を基本的には切り分ける方向に行くのかなと思います。もちろん実体のある所得に対してはかけないということが前提ですが、それともう一つ考えて良いと思うことは、なかなか判断ができない時の基準として、超過利潤アプローチというものも政府税調の議論の射程に入れるか入れないかは、今日の議論で残っている問題であると思います。基本はカテゴリカルアプローチ、それに実質アプローチでバックアップさせるということに加えて、それでも所得自身がなかなか判定できない時には、超過利潤アプローチを制度的に考える余地を作るのか作らないのかということは議論の余地があるように思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、土居委員、どうぞ。

○土居委員

今、田近委員がおっしゃったように、BEPSプロジェクトの最終報告を受けて、これから我が国でどのように対応していくかということが非常に重要であると思います。BEPS勧告は国際的な政策協調が一定の成果を生んだものであると私は思います。そういう意味ではそのような国際環境を踏まえて、我が国もそれと整合的な制度に改めていくことが求められていると思います。

そこで、資料の11ページから12ページにかけて書かれている論点に沿って、私の意見を述べたいと思います。

まず11ページの論点①ですが、これは先ほど田近委員もおっしゃったように7ページの見直しの方向性で良いと思います。我が国も所得アプローチにシフトしていくことが必要であると思います。

そこで11ページから12ページにかけて書かれている論点②、③、⑤、⑥が、より具体的に現実的な改正策を考えていく上で詰めなければならないポイントになってくるとは、先ほど事務局から説明があったとおりであると思います。

その際にいくつか克服しなければならないことがあって、例えば、論点②で言えば実質支配というものをどのように定義するかということが問われているということになりますし、⑤となれば当然のことながら能動的所得とは何かという定義、受動的所得も同じで、裏表の関係ですが、所得の定義というものが問われるでしょうし、12ページの論点⑥では合算課税対象をどのように定義するかということが問われると思いま

す。

当然ながら税務当局にも十分に情報があるわけではない現在の状況からすると、あまり厳格に最初から突き詰め過ぎても、なかなか税の実務的にも執行が難しいということもありますし、当然ながらビジネスを営む企業からしても過度な負担があるということになるかと思えますので、11ページの論点③にありますように、過度な事務負担の発生を避けつつというところを、まずは最初の入り口としつつ、かといって事務負担を重くしないようにするということがばかりに、5年も10年も長きにわたってそこにばかりウエートを置いて税制を考えるわけにはいかないと思えますので、11ページの論点④にありますように、これは税務当局にもしっかり情報収集をしていただくことで、どのようなものを実質支配と呼ぶのかや、そのようなものを受動的所得と呼ぶのか、資産性所得についてはどのようなものを合算対象とすることがふさわしいのかということのを洗練化していただくことを、中長期的に考えていくことが必要であると思えます。

そのような意味で言いますと、今日の議題ではありませんが、BEPSプロジェクトの行動10にタックスプランニングの義務的開示の行動と併せて、論点④は議論を深めていく必要が私はあると思えます。つまりタックスプランニングを我が国においても義務的に開示していただき、それを義務化するということを制度的に担保して、そして別途開示制度だけでは足りないところは、当然ながら調査権限の及ばない外国子会社に関する情報を税務当局でより良い形で集められるような仕組みを整えるということであると思えます。当然ながら、これをする上で企業側にそれなりの事務負担を課すことにはなると思いますが、ここはまずコーポレートガバナンスの考え方、発想を生かして、企業にもそのような情報を集めることにメリットがあるということを理解していただく、ないしはそのようなメリットを享受していただくということを併せて考えていくことが必要なのではないかと思えます。

株主側からすれば、何らかの関係を持っている外国子会社、もちろんこれは出資関係があるかないかということも含めてですが、何らかの関係がある外国子会社の情報が親会社に十分に入っていないという状況を放置しておいていいのかということにも当然なるわけです。十分に情報があって、さほど重い事務負担をかけずにすぐに税務当局に情報が提供できるという体制が整っている企業ならば、別にこのような仕組み、開示の仕組みや情報収集の仕組みが整えられたとしても、特段の負担にはならないはずですが、しかし、現在、十分には情報を持っていないという親会社があった場合には、それはコーポレートガバナンスという観点からしてもそのような状況を放置して良いのかということになるわけですから、納税の必要性から情報を収集しなければいけないという動機付けかもしれませんが、そのような情報が親会社に集まることを通じて、コーポレートガバナンスがより徹底されていくということも企業側のメリットとしてあるのではないかと思えます。

○中里会長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

様々な委員の意見を伺っていて、基本的には現行のトリガー税率に基づく外国子会社合算税制の見直しは、世界の潮流、BEPSの議論を踏まえて当然行うことが妥当なのだろうと思います。

ただし、私が非常に印象に残っていることは、企業経営者でいらっしゃる宮永特別委員の発言です。企業経営者からすると、各企業にとって事業の予見可能性に非常に支障となるような見直しではいけないのであらうと思います。特に問題は事業実体の有無をどのように判断するのかということです。今日の議論ではまだよく分かりません。その線引きをどのように考えていくのでしょうか。線引きは明確であるべきであると思いますが、一方であまり決め打ち的な、厳格な線引きは土居委員の発言とも共通する部分ですが、あまり厳格にしすぎると様々な企業の経営に合っていない部分も出てくるかもしれません。様々な形で各企業がそれぞれ攻めの経営を続けている中で様々なことが考えられます。税制が後追いになりがちなところがあるわけですが、線引きをどのように経済実態に合わせて設定していくのかということが大事なポイントであると思っています。

また、7ページの資料のところに、税率を代替・補完する制度適用免除基準を検討・設定するとあります。この基準は大変重要でありますので、よりよく丁寧に議論をして、企業の経営に支障のないように設定していただきたいと思っています。一方で、あまり甘い基準であるとそこを突かれてタックスプランニングということもあり得るわけで、そのさじ加減というものは大変重要であると思っています。

もう一点は質問ですが、これまで低税率の国というと今回、資料にも出てきたようなアイルランドや、先ほど増井委員が言及されたシンガポールというイメージがあるわけですが、仮にこのような新しい制度を作った場合、対象国は相当広がってくると思います。現状、日本の企業、多国籍企業が子会社を設立している国々としてたくさんあると思うのですが、もし仮にトリガー税率という方式をやめた場合に、対象となる国に設けている子会社はどのくらい広がるものなのでしょうか。何か税務当局として大体の想定するようなデータを持っていらっしゃるのであれば、教えていただきたいと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

今の点、いかがですか。

○緒方主税局国際租税総合調整官

海外子会社の展開状況、我々は悉皆的なデータを持っていませんが、経済産業省等が持っている海外進出企業等の状況を見まして、資料をそろえさせていただきたいと

と思いますが、一点、海外の税率によって、それは日本がどのようなところを対象にするかと、外国がどのような制度改革をするかによって対象国が様々変わってくる可能性があります。現状でも先ほど御紹介させていただきましたように、外国の表面税率を見ていくのではなくて、進出している企業の個別の会社単位の税負担率を見に行っていますので、原理的には例えば、よく最近、名前が上がってきますが、アメリカのデラウェア州に子会社を作ると、ほとんど税負担をしていないということで、アメリカの子会社であっても制度対象になってくるということになっています。

そのようなこともありますので、大体どのような税率の分布の中にどのような企業が展開しているかということはおそらく漠然とはありますが、資料は御準備できますが、制度対象になっているかどうかという目線からしますと、実はもっと裾野が広く、ポテンシャルには制度対象となっているところがあります。一方で、ポテンシャルに制度対象になっているということが必ず合算対象になるのか、しかも、何か負担が必要かということ、実際に真面目にというのなかなか難しい言い方ですが、通常の事業を営んでいる外国子会社であれば、実体があれば対象外ということですので、その部分、全く紛れもなく通常の事業を行っているところについては、実は税負担を意識していただく必要はありません。仮にそれが10%であろうが5%であろうが、現地税率でしっかりと納めていけば問題がないということになっていますので、そのような意味においては、対象会社は限定されることになっているかと思います。

いずれにしても、御質問していただいた点につきましては次回以降、何らかの形でまた御説明させていただければと思います。

○中里会長

よろしいですか。

○野坂委員

はい。

○中里会長

それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村委員

所得の種類あるいは取引の内容、つまりインカムやトランザクションの属性に従ってCFC税制を少し組み立て直していこうという方針であると思いますが、その時直ちに問題になることは、その資産とは何かということではないかと思います。資産という概念には二重性あるいは二つの顔があると思います。

一つは、過去にあるものに対して納税者がどれだけの投資や支出をしたかという問題です。つまり、人に着目して、それがどれだけのものであったかということです。これまでの税務会計などにおいては、有形資産が主に問題になってきたので、その内容を特定すること、一つの資産がいったいどこまでの広がりを持つのかという範囲を計ることができました。アメリカの連邦最高裁判所は、separate and distinctという言葉で資産というもの

を定義しようとしたのですが、そのような形で20世紀においては一つの資産ということを書きすることができ、それは過去におけるキャッシュフロー、支出であるというように考えられました。

しかし、資産にはもう一つの顔があって、それは将来利益のキャッシュフローの現在価値です。つまり、将来を見越してそのプロジェクトなり投資対象なりがどれだけの利益をもたらすかということを見越してそのプロジェクトなり投資対象なりに着目したようなアプローチというものが最近ますます強くなってきているように思います。

このように資産の概念というものが二つの顔を持ち、それが様々なところで微妙に顔を見せ合うということが一つの国際課税を巡る危うさの現れの一つの本質的な要素であると思っていますが、今回、所得やトランザクションに着目してきたときに、例えば、本日の佐藤委員の意見書にもありますように、知的財産権といったものをどのように扱うかということが正面から問題になってきています。もう少しこの内容を拡大すれば、法の保護を受けないようなもの、いわゆる無形資産（intangible）というようなものが今後着目されてくるであろう、あるいは現在もう既に着目されているといえます。

この現象は移転価格税制においてかなり表面化しており、例えば、アマゾン川を3,000キロぐらい上っていったところにマナウス特別区域というものがありますが、そこで自動車やバイクを組み立てていたあるメーカーに対して移転価格税制の適用があり、これに関して国との間で訴訟になって、国が敗訴したという事件があったかと思えます。あそこで問題になったことは、超過利潤をもたらすようなプロフィットあるいはレントと呼ばれるものが一体何に基づいているのかということです。そして、よく分からない利益を帰属させるものとして無形資産、intangibleという概念を持ち出したことなどから、裁判所を国は説得できなかったということではないかと思えます。

今回の佐藤委員の意見書にもありますように、知的財産権やintangibleといったものを今後は積極的に認識していくといったような意識の改革みたいなことが必要なのかもしれません。そして、佐藤委員の意見書にもありますが、その中での一つの鍵は、現在の研究開発税制というものをどう見るか、あるいはそこで得た様々な情報というものを国がどのように利用していくかということではないかと思えます。つまり、日本で優遇措置、非課税あるいは特別償却といった様々な租税利益を受けながら、それを海外に持ち逃げされて、日本では結局控除だけが残って何も収益が残らないということです。佐藤委員が一番心配していることはそのようなことで、これは既にずっと問題になってきたことです。これについては情報がとれているわけですので、ある意味、追っかけ課税というように言われるのかもしれませんが、やはり優遇措置を与えたようなものについては、国は将来的には収益をしっかりと課税の対象にしていくといったことが必要ではないかと思っています。

もう一つは、外国子会社配当益金不算入制度、これは一つ前の私たちが委員であった税制調査会で議論して、平成27年改正で少し見直しを入れたと思えます。それはBEPS対応ということで、ハイブリッドミスマッチに対して制限をする、すなわち、相手国で損金算入

になったような配当については、もはや益金不算入にする必要はないということで、そのような改正をしました。

ここには、BEPSの基本的な考え方の一つが表れていて、それは二重非課税を国際的に作らないということです。国々が協調してそのようなことは防いでいくということではないかと思います。今回のCFC税制の改正に関しても、BEPS最終報告書は課税ベースをストリップ、侵食するような現象が起こって、それが我が国とタックスヘイブンとの間に起こるものだけではなく、外国と外国の間で起こるようなものについても、問題があればホスト国、親会社に課税しても良い、あるいは課税すべきであるということを述べていると思います。

そうすると、例えば、今日の外国子会社配当益金不算入制度を使った国際的租税回避といった例も事務局から挙げられていましたが、この外国子会社配当益金不算入制度というものを濫用するような租税回避というものがあり得て、それについてどのような対応をしていくのでしょうか。それはCFC税制の今後の一つの役割かもしれません。あるいはCFC税制が今後もう少し対象を広げていくようなものかもしれないと思います。

そのように考えていくと、テリトリアルシステム、すなわち、外国の所得に対しては、もうそこで課税関係が完結しているから我が国は手を出さないという考え方というものは、やはり少しずつ後退をしているし、あるいはさせるべきだろうというように私は考えています。

後はBEPS最終報告書の中で所得をどのように切り分けて課税していくかというところで、先ほど田近委員から、超過利潤アプローチに対する言及があったかと思います。この超過利潤アプローチというものは、BEPSの今回の行動計画の議論の中で新たに出てきた非常に興味深いものなのですが、ただし、その内容については、注意をしておく必要があります。すなわち、超過利潤アプローチが適用されるものは、あくまでもクオリファイドキャピタルと呼ばれるものだけです。クオリファイド、つまり、一定の要件を満たすキャピタル、資本的な財産については、これはある程度の利潤を源泉地国、例えば、タックスヘイブンに認めるといふ、裏から読めばセーフハーバー的な制度ということです。

しかも、その利潤率、利益率というものは、最初8%から10%というかなり高い数字が出ています。もちろん、最終報告書は単なるキャッシュボックスのようなもの、お金があるだけといったものに対して超過利潤アプローチの計算対象にするということをはっきりと排除をしています。そうすると、このアプローチを使うときには、むしろはっきりとこの対象にできるもの、たとえば8%から10%の利益率を認めていいような投資対象というものを特定する必要が出てくるわけであり、よく分からないから超過利潤アプローチを行うという話であるとする、むしろアメリカのミニマムタックスの発想で制度設計をした方が良くであろうというように思います。

何点か申し上げましたが、例えば、今日の11ページですと、②の持ち分がない場合に実質支払いをどのように考えるかという問題を含めて、今後、要件外しのようなことが起こってきます。つまり、CFC税制の適用要件を濫用するようなものが起こってくるであろうと

思われます。

更に、増井委員からも御指摘がありました。外国に対するアナウンスメント効果、つまり、日本は様々な細かいルールがあり、しかし、その中で一体原理原則は何か、どこにあるのかということをはっきりアナウンスしておかないと、外国の理解を得ることも難しいし、また様々な濫用事案が出てきた時に裁判官を説得すること、つまり国内の説得も難しいと思われるわけです。そのため、この資産というものをどのように考えていくか、あるいは無形資産というものをどのように考えるのかということは解のない問題ではありますが、テンポラリーでも良いので、何らかのはっきりした方針というものを打ち出す必要があると思います。そして、それをできればなるべく公的なチャネルで確認をする作業をしておくということが大切ではないかと思えます。

○中里会長

ありがとうございます。

資産概念は難しいですね。将来キャッシュフローを生み出すものという点について法的にと言われると法律家としては泣いてしまいますね。

あとお二人に御発言していただいて、次のテーマに行きましょう。

では、上西特別委員、梅澤特別委員の順番でお願いします

○上西特別委員

事業体アプローチからカテゴリーアプローチなどに切り替えることに賛成します。その場合、所得の法的な形式に基づいて所得分類をすることが大前提となりますが、田近委員はじめ皆様が指摘されたように、制度が複雑にならないようにする配慮が必要です。ところで、15ページの資料はアメリカの例ですが、一定の考え方に基づいてCFC税制の合算対象所得と対象外の所得を分類しています。16ページがイギリスの例でして、予備的ゲートウェイテストと本テストの2段階で分類しています。17ページはドイツの例です。国民性を反映しているのか、少し詳細な分類の仕方をしています。

この3カ国を見ても、対象となる所得の分類方法などが異なっているわけです。そうしますと、カテゴリーの分け方や分類方法の相違による間隙を突いた租税回避手法が新たに発生することが予見されます。

入り口においては制度が複雑にならないように配慮をする必要がありますが、中長期的にはこのような新たな租税回避スキームへ対処することも必要となってきますので、制度設計に当たっては、新たな租税回避スキームの情報収集を強化することも必要な項目として盛り込んでおく必要があるものと考えます。

○中里会長

それでは、梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

二点、どちらかという質問になります。

一つ目は、今日の話ですごく乱暴に要約をすると、ペーパーカンパニーの問題あるいは

実質支配するSPCもしっかりと見に行きます。この12ページの合算対象の資産性所得の中身について必要な拡張をします。これで行けるはずですよということが現段階の案というように理解をしました。

私の質問は、日本企業に対して今まで用意してきたことで多分このような話が出てきたというところでこれを作られた側面が強いのであろうと思いますが、おそらく日本企業もこれからタックスプランニング、更に進化をしていくと思うので、そうすると、世界で様々なタックスプランニングをやり尽くしてきた有名な企業、Googleにしても、Appleにしても、あるいは知的財産だけで食っているようなクアルコムのような会社など、そのようなところが今まで行ってきた手口を今、我々が議論していることで全部とりあえずふたをできるのでしょうかということが質問その1です。

質問その2は、先ほど宮永特別委員がおっしゃられた海外の特に地域統括会社的なものに対して、今、我々が議論しているものでどのような対処になるのかということもできれば事務局の方に御確認をしたいのです。海外の地域統括会社といってもおそらく機能がいくつかあって、一つは、いわゆる地域内、例えば南米、北米、全域にわたる投資先の持株機能です。二つ目がある特定の事業グループあるいは本部の本社機能で、三つ目が皆様おっしゃられたシェアードサービス機能で、この三つのうち一つ、あるいは二つ、あるいは全部を持っているケース、様々なパターンがあります。

今、申し上げたようなパターン、それぞれ何らかの最適化上の理由があってその場所にあるわけで、そのような選択の自由度を大きく阻害するようなものはやめてほしいというお話だったのであろうと思いますが、今、我々が仮説として持っている事業基準や実態基準というものを考えた時に、私が申し上げたようないくつかのパターン、それぞれ適用除外になるのか、それとも適用されることになるのか、この辺りはどのように理解したら良いのでしょうかという質問です。

○中里会長

まだ検討中ですから、どこまでお答えになられるかわかりませんが、緒方調整官、いかがですか。

○緒方主税局国際租税総合調整官

正に会長がおっしゃられたように、まだ検討中のところでして、今日お示しさせていただきましたものも現行の制度を御紹介させていただきながら、論点を紹介させていただいたという形になっており、必ずしも我々の案を提示させていただいたというものではありませんが、答えられる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず一つ目の御質問は、現在明らかになっているようなタックスプランニングについて対応できるようになるのかどうかということであると思いますが、これは最終的な制度設計いかんによって様々であると思いますので何とも申し上げにくいのですが、少なくとも多くの主要なタックスプランニングと言われている手法は、実体のない会社、特に実体のないどこにも存在していないようなペーパーカンパニーを使ったプランニングスキームが

多く報告されていますので、そのようなものについては制度設計いかににもよりますが、おそらく対応できるようになるのではないかと考えています。その他、様々なスキームがありますので、合算税制だけで対応できるようになるかというところには限界があると思いますし、いずれにしてもタックスプランニングスキームと対抗策についてはややイタチごっこ的な側面もあり、なかなかスナップショットで完全に抑え切るということは難しいかもしれませんが、可能な限りで対抗できるように設計を進めていきたいと考えています。

二つ目の質問、地域統括会社、様々な種類の統括機能を持った会社についての対応ですが、これは梅澤特別委員も宮永特別委員も御指摘されましたように、様々なタイプの機能があり、会社の事業実態も踏まえた自由度の必要性等々もあり、そのようなことも踏まえ、現行の合算税制につきましても統括会社については柔軟な対応、かなり大きく適用対象から除外するという措置を講じてきています。

このような今までの議論の積み重ねもありますので、このようなものをベースにしなから、ということは、必要性があって行っている統括会社に今まで以上に大きく切り込むということはほぼないと御理解いただければ良いと思いますが、そのような今までの議論の積み立てをベースにしなから制度設計を考えてまいりたいと思っています。

○梅澤特別委員

ありがとうございます。

○中里会長

ありがとうございます。

全ての課税逃れをあらかじめ全て予測して塞ぐということは立法技術上あるいは租税政策上難しいですので、問題が起きそうになったら対応していくという健全なイタチごっこということは常にこの世界では重要であると思いますので、そのための情報収集ということに多分なっていくのしょう。そのために政府税調がアクティブに動いていかなければいけないということになるのではないかと思います。

梅澤特別委員、どうぞ。

○梅澤特別委員

それはもちろんそのとおりであると思いますが、今の世界展開で頑張っている日本企業という、やはり製造業であったり商社であったりするのです。その製造業や商社が行っていることだけではなくて、より知的財産を中心に世界に展開して荒稼ぎをしているグローバル企業が行っていることも少なくとも見ておいた方が、日本企業の未来を予測し、予防策を張るという意味でもより有効ではないでしょうかという意味で申し上げました。

○中里会長

ありがとうございます。

宮永特別委員、どうぞ。

○宮永特別委員

梅澤特別委員のお話の中にありました、世界のスーパーカンパニーの実態がどのように

なっているのかということについて、確かに桁違いに我々日本企業よりは、このようなことまで行うのかという複雑なものや大規模なものなど、ここではお話ししにくい実態もいろいろとあるのではないかと思います。但し、日本の企業の良いところとして、あまり極端なことを日本の製造業がしないということで各国の政府の信頼を得ているということも事実です。そこまで複雑なことをしないということをよく分かっているからあなたたちはここに長くいても私達はあまり心配していませんとなっているのかなと思います。良いのか悪いのか分からないですが、現実にはなるほどと思うようなことで、私の働いている会社よりも何倍も大きな会社はだいたいファイナンスを専門とする別の投資部門をいくつか持っていて、その先からは通常の製造業の感覚ではもう全然見えないということがあります。

そこで先ほどのIPの問題でも、IPだけではなくて、例えば、無償の使用権のような形で様々な契約の中から様々な権利関係が便宜的に移っていき、その権利関係に派生して、また転嫁してビジネスにつながっている場合があります、その場合、実態と切り離されたかたちで様々な利益が生じることがあります。そのようなプランニングは確かにもう想像を絶するようなこともたくさんあるのですが、なるほどと思うこともあります。合弁会社を実際にいくつか大きな規模で作ってみますと、初めてこのようなことがあるのかと我々が気づくようなことがたまにはわかりますが、我々日本企業は可能な限り全部オープンにして、例えば、税務当局などにも御説明していきます。更に我々は単に税金が安いからといってそこに多くのインタレストを持つというわけではない場合も多くあると思います。企業にとっては、やはり大切なことは、社会システムの安定性や政治の安定性です。とにかく急に法令が変わったりすることが一番困るのです。急に大きく変わる国にはあまり大きな投資も資本も移していません。やはりこの国は何十年もほとんど制度を急には変えない、必ず変わる前に何年間か予告期間があって、ステップ・バイ・ステップで移行していってくれる国であるというようなところならば長期に資本を置きますが、そうでないところに大きな資本を置いていないということも事実です。そのような面では様々な透明性を確保し、意見交換をしながら、徐々に国際競争力のある形の税制にしていくということが、またメーカーにとっても製造業にとっても大変ありがたいことであると思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

日本のタックスヘイブン対策税制、昭和53年ですか。記憶がはっきりしませんが、アメリカに続いて日本とドイツあたりが世界で2番目に多分古い、老舗ですから、しかるべく頑張ってみましょう。

それでは、次の議題「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について」の資料説明に入りたいと思います。

前回、これはテーマを出していただき、事務局にこの議題に関連する資料を用意いただいています。事務局から御説明していただいた後に皆様の御意見、御質問を頂戴したいと

思います。

それでは、菅税制第一課企画官、よろしく申し上げます。

○菅主税局税制第一課企画官

それでは、右肩に総4-2、タイトルとしまして「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について」と題した書類をお手元に御用意ください。

この納税実務を取り巻く環境としては、前回、上西特別委員から、ICT化、グローバル化あるいは金融、商品、サービスの多様化といった御指摘していただきましたように、切り口としては様々な捉え方がありますが、本日は時間の関係もありますので、そのうちICT化及びそれに対する制度的対応の側面を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、表紙をおめくりください。

1 ページが個人のICT化の状況を示したデータです。

左ですが、こちらは6歳以上の国民でその1年間にインターネットを利用したことのあ
る人数の推計値と、その年齢層における割合を示したものです。グラフを御覧いただくと
おり、平成27年において、人口の推計値で1億人を超え、利用率も8割超となっていると
ころです。

右側はそのようなインターネットの利用に使われる情報通信機器の保有状況の世帯割合
です。黄色で示していますパソコンは、従来から高水準で推移していますが、青や緑で示
していますスマートフォンあるいはタブレットについては、ここ数年で急速に個人の普及
が進んでいるという状況になっています。すなわち、持ち運びが可能でネットワークを通
じて高度な情報処理が可能な端末が個人に急速に普及しているという状況です。

また、資料にはありませんが、御案内のとおり、マイナポータルが来年7月から本格的
に運用される予定となっています。このマイナポータルには行政機関が持っています自分
の特定個人情報を確認できるという機能や、行政機関から個人に合ったきめ細やかなお知
らせを受け取るといった機能が備わっています。すなわち、行政と国民一人一人との間で
電子的に情報のやりとりを行うインフラが整備されることとなります。

このような状況は、納税実務においても、情報通信技術を活用して税務関係情報の流れ
や処理を合理化し、税務手続の簡素化あるいは税務行政の効率化を図っていく上での基盤
になると考えられます。

2 ページを御覧ください。こちらは企業活動におけるICT化の状況として、まずクラウド
サービスの利用状況を示しています。

上段のグラフを御覧いただきますと、このクラウドサービスについて、平成27年末では
全社的に利用している、あるいは一部で利用しているものも合わせて約45%の企業が利用
しているという状況になっています。

下のグラフを御覧いただきますと、そのクラウドをどのように使っているかということ
です。利用率の順に高いものを見ていきますと、電子メールあるいはファイル保管、デー
タ共有等が多くなっていますが、下から2つ目の少し青みがかかったグラフを御覧いただき

ますと、こちらは給与・財務会計等の事務で利用している企業の割合ということで、すなわち税務手続に直結する使い方をしている企業が増えているという状況が見てとれます。

3 ページを御覧ください。こちらは我が国の電子商取引の市場規模の推移を示したものです。左の方は企業間取引の市場規模の推移を表したものです。青色のグラフがコンピューターネットワークを介した商取引額の推移、その横にあります赤みがかったグラフが、そのうちインターネット技術を用いたコンピューターネットワークシステムを介した商取引金額の推移です。御覧のとおり、いずれの規模も拡大しています。

また、折れ線グラフの方は、それぞれのEC化率ということで、具体的には商取引は電話やファクス、あるいは対面も含めた様々な形態で行われるわけですが、こちらの総額を分母とし、電子商取引市場の金額を分子として算出した割合を意味しています。こちらもそれぞれ率が着実に伸びているという状況です。

一方、右側はB to C、すなわち企業と一般消費者との間の取引の推移ですが、こちらも企業間取引と比べて、規模や率はまだ低いものの、こちらも増加の傾向になっています。

このように企業の経営、営業活動や内部事務処理のクラウド化、あるいはネットワーク化が進展しているという状況を踏まえると、納税者の効率的な事務処理の観点から、税務関係手続についても企業あるいは個人の電子的な事務処理に即したやり方に合わせていくということが望ましいと考えられます。

また、同時に、これは税務当局にとっては、必要な情報が電子データの形で記録がやりとりされるということの意味していますので、税務行政の効率化あるいは高度化を図る観点からも、このような状況に適切に対応していくということが課題となっています。

4 ページを御覧ください。こちらは、ICT化の進展が可能にしている経済活動の変化の例として、シェアリングエコノミーとFinTechを挙げています。まず、左側のシェアリングエコノミーですが、こちらは典型的には個人が保有する不動産や車など、このような遊休資産の貸出しを仲介するサービスとされています。

貸主は遊休資産の活用による収入、借主は、それらを所有することなく利用できるというメリットがあると言われています。そして、貸主と借主、それらの個人を結びつけるためにICTが使われています。

資料ではシェアリングエコノミーの一例として、空き部屋の個々人間の貸し借りを示しています。御覧のとおり、保有する空き部屋を貸したい者がインターネットを通じてその物件を登録し、他方で、借りたい者は同様にインターネットを通じて物件の情報を閲覧の上、使用を申し込むというものです。その中で仲介事業者は、この両者から手数料を得るというビジネスモデルになっています。このようなシェアリングエコノミーについては、右下にあります、今後、急速に拡大していくという見込みも示されています。

一方、右側がFinTechです。こちらは決済・送金分野におけますICT技術を活用した新しい金融サービスの例を示しています。

1 番目のオンライン決済手段の提供ですが、こちらは企業がインターネット上で提供す

るアカウントを用いて送金や決済サービスを提供するものです。

2番目は、その国で銀行口座を持たないような者を対象に、携帯電話やスマートフォンなどを用いて海外に送金できるようにするサービスです。

その下の3番目ですが、こちらはスマートフォンなどに附属させるクレジットカード等の読取機を用いて、より安価にクレジットカード決済を行えるようにするサービスです。

一番下の4番目、こちらは代表的な仮想通貨でありますビットコインの売買取引や、ビットコインを用いた送金サービスです。

このようなシェアリングエコノミーが拡大すると、その個人の副業の拡大という形で新たに申告が必要となる納税が生まれることになり、またFinTechの活用が進めば決済・送金の仕組みや流れが大きく変わる可能性があるということになります。このような納税者や資金の流れの変化に対してもどのように対応していくかが課題になると考えられています。

5ページ以降は、今まで御説明しましたICT化の進展を踏まえて、これまで行われてきました制度的対応の状況についての説明資料です。

5ページは、個人事業者に係る所得税を例として、納税義務者、取引先、税務当局などの当事者間における税務手続の大まかな流れを示したものです。このうち、桃色でお示した流れが書面に基づく手続の流れで、これらの手続を電子化した流れが水色でお示した流れです。

①から⑤まで番号を振っていますので、この順に沿って御説明しますが、まず①です。納税義務者は取引先への売上げ等について記帳を行います。その上で損益計算書等の帳簿を作成、保存、それから、取引で受領しました領収書や作成された契約書の原本を保存するということになります。

続いて②ですが、その中で特に医療費や保険料など、各種控除の対象となる費用を支払った場合には、この保険会社等の受領者が支払いの証明となる書類を納税義務者に交付し、納税義務者はそれらを保存するということになります。

続いて、③ですが、納税義務者が自ら、あるいは税理士に依頼をすることによって、これら帳簿書類に基づき申告書を作成の上、控除のための証明書類などを添付して税務当局に提出するという流れになります。

右側の④は、これらの流れとは別に、納税義務者に対して一定の支払い等を行った取引先が法定調書を税務当局に提出することになります。

最後に税務当局ですが、⑤のところにあるとおり、申告書や法定調書を書面の形で受け取った場合には、そこに記載された情報をシステム処理するために入力を行うことになります。このような流れを電子化するために、具体的にどのような対応をとってきたかをまとめたものが6ページです。

こちらは施行開始年ごとに年表的に整理していますが、左側の電子帳簿保存というところを御覧になっていただきますと、平成10年から国税関係帳簿書類の電磁的記録による保

存制度が創設されています。その後、平成17年には、領収書や契約書等をスキャナ保存する、すなわち、紙の原本に代えて電磁的記録を保存することが認められるという制度が創設されています。このスキャナ保存については、平成27年、平成28年からそれぞれ、対象文書の拡大や読み取り機器の要件を緩和するということになっています。

この結果、一番下に実績を掲げていますが、法人数等からするとまだ少ないという見方もできますが、その利用というものは拡大しているという状況になっています。

一方で、右側の電子申告等ですが、こちらは平成15年から段階的に利用開始しています。その後、平成19年には税理士が納税者に代わって電子申告を行う場合には、本人の電子署名を省略することが、平成20年からは医療費の領収書等、第三者が作成した書類の添付を省略することができるようになっております。また、平成28年からは、残った添付書類についても原則としてイメージデータ等による提出を可能とするというような形で申告に伴う手続の簡素化を図ってきたところです。

この他、法定調書については、平成17年から光ディスクにより提出するようになっていますが、一方、平成26年には一定の枚数を超える提出義務者を対象としてそれを義務づけるなど、やはり電子データによる提出を促進するための対応をとってきているところです。

これらの結果、電子申告の利用率については、一番下のところですが、所得税申告が5割強、法人税申告が75%まで上昇しています。ただ、この利用率という数字の中には、例えば税務署に来署した個人が税務署の機器を使って電子申告をする場合や、あるいは申告をする場合でもその一部のみを電子申告する場合も含まれています。そのような意味で純粋な電子申告とは言えないという数字も含まれているところです。また、大規模法人の利用が中小法人と比べて低調という点も課題となっています。

恐縮ですが、1ページ前に戻って5ページを御覧いただきたいと思います。以上、御説明しましたように、基本的に書類ベースの手続を電子ベースに変えていくという形で制度的対応を順次図ってきたところではありますが、まだそれが完全でないというところが残っています。例えば②で示したところですが、保険料控除証明書等を電子的に交付した場合にも、その証明力を維持するために納税義務者の方では一定の方法により、それを紙出力するという必要性が残っています。あるいは③のところがありますが、電子申告について証明書類の添付省略は進めてきていますが、依然として添付を省略した書類を後日の税務当局からの照会に備えて納税義務者は5年間保管するという必要性が残っています。

また、右側の④のところですが、オンラインあるいは光ディスク等による提出について、法定調書の義務づけが一定程度されていますが、それ以外については依然として提出手段は提出者の判断に任されているということで、こちらもいまだ大量の文書が紙ベースで提出されているという状況になっているところです。

最後の7ページですが、こちらは平成10年以降のグローバル化などの環境変化への対応を同様に施行開始年度ごとにまとめたものです。例えば法定調書等のところでは、平成26年から提出されております国外財産調書制度等を掲げていますが、本日は詳細な御説明は

割愛させていただきたいと思います。

私からの説明は以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

続きまして、自治税務局稲岡企画課長、よろしくお願いします。

○稲岡自治税務局企画課長

お手元の総4-3「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について（地方税関係）」に沿って御説明を申し上げます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

個人住民税に係る税務手続の流れですが、個人住民税を市町村が賦課するために各種資料を収集するわけですが、企業等が給与を支払う場合には給与支払報告書を提出していただくということで、これについては税務署に源泉徴収票の提出を要しない場合でも市町村には提出する必要があるということになっています。

また、年金保険者からは公的年金等支払報告書を提出いただくということです。また、納税者が確定申告をされた場合ですが、確定申告書あるいは報酬・配当・利子等の法定調書についても税務署から収集しているということです。

これらの他、住民税単独での申告が行われる場合、右側は調査ですが、こちらに記載しているような各種の調査等を実施し、資料を収集し、名寄せ・合算といったことを行います。このような情報については、この確定申告書の上のところに書いていますが、国税にその合計所得金額等の情報あるいは扶養控除等の認否情報を提供するという形になっています。このうち、給与支払報告書の一部、公的年金等支払報告書、確定申告書あるいは法定調書といった国税との連携について、既に電子的なやりとりがなされているということです。

2 ページを御覧いただきたいと思います。

左端に法人申告とありますが、平成16年度から法人住民税、法人事業税、固定資産税といった法人関係の税についての申告が電子的に行われるようになり、平成19年度に事業所税が追加され、また、法人成立届等の申告・届出も開始されています。平成22年度に全地方団体がeLTAX、国税はe-TAXですが、これにローカルのLを入れて地方税についてeLTAXと呼称していますが、これに全地方団体が接続しています。

欄外に書いてありますように、eLTAXの利用率がまだ十分ではないかもしれませんが、着実に増加をしているということです。中ほどの三つが先ほど御覧いただいた給与支払報告書等の電子的なやりとりというものが進展してきた状況を年表的に整理しているものです。一番右端は若干これとは違いますが、個人住民税については特別徴収税額を特徴義務者に通知をするということになってはいますが、これを電子的に行うということが今年度からスタートしているということです。

3 ページを御覧いただきたいと思いますが、近年の環境変化に対応した主な施策につい

て、一覧表で整理をさせていただいています。国税における見直しに対応したものが多いですが、ICT化の進展への対応と地方税独自でも様々な対応をこれまで行ってきたというものです。

地方税関係は以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御自由に御質問、御発言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

上西特別委員、最初にどうぞ。

○上西特別委員

税務執行面と税務申告のそれぞれの面からの発言をさせていただきます。

ベーシックな数字に基づく三つの傾向が観察されます。一つ目は、申告件数が増加傾向にあります。二つ目は、納税環境整備の一環として調査手続の明確化等により、調査日数が増加傾向にあります。三つめは、税務当局の人員が減少傾向にあります。この三つの傾向の結果、税務調査の実地調査率が低下しています。法人の場合、実調率は3.2%、個人の場合の実調率1.1%です。これは憂うべき水準です。そのような中で、税務コンプライアンスをいかに確保していくかという点は常に重要な課題として位置付けていただきたいと思います。

このような状況の中に、今日の前半の議論にありましたように、国際課税に係るモニタリングも強化していかなければなりませんので、国税庁の組織体制について定員数と税務執行体制の充実の両面から検討していただきたいと思います。

それと税の申告や申請等の手続については、デジタル化の方向で見直すべきであると考えます。先ほどの財務省、総務省の資料にありましたように、e-TAX、eLTAXが相当普及してきましたが、まだまだ伸び代はあると思いますし、伸ばすべきです。そして、実質的に自宅から申告する件数の割合を高めていく必要もあります。そのようなICT化の進展を受けて、諸手続の電子化を今後も進めていくわけですが、実務家の視点で申し上げますと、紙での手続はまだ残っているのです。従前は書面によることを前提として制度が創設されてきたわけですが、納税者と税務当局の両方の情報処理の効率化、事務の簡素化を考えますと、電子化を単に推進するというだけではなくて、今後は、税制全体をデジタル化すべきであるというぐらいのスタンスで臨んでいただきたいと思います。

先ほどの資料にもありましたし、最近も新聞で報道されましたように、ビットコインなどの仮想通貨についても課税上の取扱いを明確にすることです。ICT化の進展は経済活動だけではなく、決済手段等も多様化させます。このような多様化に対しては、法定調書による情報収集が基礎であり、以前の政府税調で私は、法定調書の範囲と金額水準の見直しを引き続き検討していただきたいと思いますということを申し上げました。さらに、法定調書以外の方法でも必要な情報を収集できることも今後必要になってくるのではないかと考えて

います。この点についても是非とも検討していただきたいと考える次第です。

○中里会長

ありがとうございます。

高田委員、どうぞ。

○高田委員

今、ICT化の納税の活動のところがありまして、それを是非進めていくべきであると思いますが、佐藤委員からの意見書の中にもある議論ですが、やはりこのデータ等を含めてビッグデータとしての考え方というのでしょうか、このようなものももっとあっても良いのではと思います、例えば統計においてどのように活用できるのかという判断もあるでしょうし、また、その民間利用のところという部分も当然出てくると思いますし、それぞれの政策的な活用、特にマイナンバーができた場合の軽減税率に対応した場合の様々な控除等も出てくる議論もあるでしょうし。今後、先ほどの議論にもありましたように、決済手段のところの電子化というような中での民間的な広がりという部分もありますので、このようなところをかなり幅広く議論できるような、また対応するような方向付けというものが必要なのではないかと思います。

○中里会長

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

やはり今の税務手続は、ICT化に少しずつ進んではいるのですが、かなり遅れているのかなという感じがします。もちろん書面というものは全部無くすことは無理なので残るのは当然ですが、今の状況は電子申告をする場合にも自分の源泉徴収票をそのまま打ち込むという作業が必要という、非常にこれは何かもっと効率化できないかと、多分皆様、そのように実感をしていると思うので、是非ともそのような形で、この政府税調のようなところできちんと議論をして進めていくべきではないかと思っています。

マイナンバーの時にも、前の政府税調の時に議論を大分しましたが、今度、預貯金のマイナンバーも紐付くという話で、それがどのように税務の世界に来るのかというところで、税務調査のところで税務当局のために用いるということはあると思いますが、このようなものは納税者にとって、自分たちの納税者の利便に資するのであるということをはっきり言っていないと、なかなか理解も得られないと思いますので、納税者のために資するような形での効率性アップのための施策を考えていただければと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

翁委員、どうぞ。

○翁委員

御説明ありがとうございました。

私も税務行政のデジタル化をもっともっとスピーディーに推進していただきたいと思い

ます。つい最近、エストニアを見に行ったのですが、やはり政府自身が非常に技術革新に早くから取り組んでおり、ブロックチェーン技術を使うなど、そのようなことで改ざんを防ぐ仕組みをもう既に構築していて、九十数%が電子納税を行っているということでした。

今、私はマイナンバーなどでいくつかの省庁の委員会などをやっていると、その省庁ごとにマイナンバーをすごくアナログな形で提出して簡易書留で出すというようなことを強いられているのですが、エストニアはデータワンスポリシーというものがあり、政府部門が一度国民から直接個人情報を知ったら、それは二回以上聞かないということで、国民の利便性を徹底的に考えた形でマイナンバーの導入や普及に努めているということが非常に印象的でした。小幡特別委員からもありましたが、やはり国民が使いやすい、国民視点に立ったデジタル化を進めていくことが非常に重要ではないかと思えます。

○中里会長

ありがとうございます。

梅澤特別委員、どうぞ。

○梅澤特別委員

皆様がおっしゃっていることの繰り返しになりますが、もう少し具体的に申し上げると、この所得税に関わる税務手続の流れと書いてある紙にある商手続、少なくとも個人の納税者あるいは個人事業主のレベルであれば、スマホだけで全て完結するということを実現しましょうというぐらいの目標感を立てて、そこから逆算してどのようなプロセスあるいはどのようなアプリケーション、あるいはどのようなデータの集め方をしたら良いのかというように組み立てることを強く提案したいと思えます。

今ある電子納税のシステムの利用率を上げましょうと、今ある電子納税のシステム自体が相当もう時代遅れであると思う。世の中はもうスマートフォンとスマートフォンについているカメラでどれだけ完結するかというところに流れていって、この国全体の全ての国民が関わっているこのプロセスがそのくらい効率化されたら相当便益は大きいですというぐらいの目標設定でいきませんか。それが一つです。

それを行おうとすると、佐藤委員がペーパーにも書かれていますが、やはりAIとビッグデータの組合せで異常値を特定して、異常値が見つかったところで人が介入するというシステムと人との組合せ方が大分今とは違う発想になるのかなということが一つです。

もう一つは、ビッグデータ、AIで様々な精度を上げていくということは、精度がある程度上がるまではエラーが出ます。無謬なシステムを作ろうと思うから我々は無理な仕事をいつもしているわけです。これは国のシステムも金融機関のシステムも一緒であると思えます。当初は零点何%のエラーがあっても良いと、大きな話ではないのでというところからスタートをして、データを集めることでその精度が上がっていくという組立て方を国が率先して行いませんかということを御提案したいと思えます。

○中里会長

ありがとうございます。

林特別委員、どうぞ。

○林特別委員

二点あります。一点は前回も私が言ったのですが、もう一度、国税当局のリソースをしっかりと充実させるということを強調したいと思います。

二点目は今回の電子化についてです。電子化を進めるということには特に反対することではないと思います。しかし、様々なところで経験するのですが、例えば、私の大学でも様々な業務の電子化が進んで、業者が作ってきたシステムを使ってみると非常に使いにくいものになっています。恐らく、国が利用するシステムも同様に業者に発注して様々なシステムが納品されるのでしょうが、到底ユーザーの立場に立って作られたとは考えられない製品になっている可能性が大きいと思います業者を選定する場合、注文するシステムについて発注者が十分理解できていない部分は大きいでしょうから、同じお金をかけてもっと良いものができるのに、言葉は悪いですが、業者の良いようにシステムが設計され、ユーザーを無視したような仕組みができやすくなっているのではないのでしょうか。

このような税務関係ではなく、例えば、国の統計からの個票データを使う時においても、行政における統計システム設計の不備により、有用と思われるデータが存在するのに、実際には利用できないという問題を、そのようなデータを利用する先生からいろいろと耳にします。これは根本的な問題であると思うのですが、やはりシステムを発注したり購入したりという意思決定で欠けているところがあると思います。例えば、海外でこのような電子化なり何なりを進めるときに、どのように業者を選んでいるか、そして、どのようにシステムがつくられているのかというようなことを研究されて、このICT化が進められるといいのかなと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

土居委員、どうぞ。

○土居委員

各委員がおっしゃったように、電子納税を更に進化させていくべきであると思います。先ほど小幡特別委員がおっしゃった、手で入力するということは、そもそも源泉徴収票が紙で送られてくるということに起因していて、結局紙で来る限り電子化を更に深めていくことが困難になっています。更に、その前に源泉徴収票がなぜ紙で来るかといえば、企業の業務においてICT化が十分なされていないということにも起因しています。いまだにカーボンコピーで送ってくる源泉徴収票すらあるということは一体何かということであると思います。そのため、結局政府がこのようなことに取り組むことはとても良いですし、更に深めていただきたいのですが、企業の業務でやはりICT化を更に進めていただかないといけないと思います。電子レジスターすらないような零細小売業者があるなど、そのようなものを放置しては社会全体としても大きな無駄であると思います。

もう一つは、佐藤委員の意見書の中にもありますが、税務で集めたデータが社会保障な

どの関連する政策で有効に使える可能性があるということであると思いますから、もちろん民間活用もあるのですが、少なくとも税務のデータは税理にしか使わないという発想もそろそろやめていただいて、省庁の垣根も越えていただいて、社会保障にその情報を利用することができ、特に給付に関連するところはそうであると思いますが、マイナンバーが本格導入されることを契機にそのようにしていただきたいと思います。

更にもう一点つけ加えれば、今、分離課税されている、代表的には預金の利子所得ですが、これが名寄せできていないということも、ゆくゆくは社会保障制度にとっては重大な問題を投げかけることになると思います。給付をするといっても、先ほど総務省の資料4-3にあったような形で集められた情報だけでしか判断できないということが現状であると思いますので、ゼロ金利ですから利子所得はそこまで多くないということなのかもしれませんが、いずれ金利がプラスになったら、それなりの利子所得がある高齢者も出てきたりするというのを考えると、分離課税されているものは徴税できているから良いのであるというレベルでとどまっているのではなく、しっかりどなたからどれだけの所得税なりどのような所得を稼いだからそのような情報が集まっていくという名寄せも徹底していただきたいと思います。

あと二点、簡単な質問をさせていただきたいと思います。今日中に答えられない場合は後日で結構です。

今日は主立って所得税、法人税関係で電子納税の話をお説明いただいたのですが、消費税の電子納税がどの程度進んでいるのでしょうか。それから、固定資産税の償却資産の電子申告がどの程度進んでいるかということも情報があればいただきたいということです。それに関連して個人住民税ですが、もちろん電子納税という形もありますが、いわゆる口座振替です。その浸透状況というか、どの程度の納税者の方が自動引き落としを利用されているのでしょうか。これは土地、家屋の固定資産税もそうであると思いますが、そのようなデータがもしあるならば加えて情報提供いただければと思います。

○中里会長

これは時間の関係もありますので、この次の機会に事務局から、お願いします。

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

デジタル化はとても大事であると思うのですが、ただ、そのデータをデジタルにするだけではなくて、納税についてのシステムエンジニアリングをしっかりとしないと、やはり本来の意味が伝わらないと思うのです。例えば、企業にとってICT化のインセンティブは何かということが今の状況では見えてきません。企業にとっては納税や社会保険料納付などの事務は大きな負担になっています。それについて、例えば、国が一括して徴収して各自治体へ分配するなど一本化を図るというようなことがどこにも出てこないで、マイナンバーのメリットも含めてそうなのですが、そのようにデータを一本化してその先は自動的に出ていくというようなことがないと、なかなか何で行うのかというようなことが企業にと

っては今、大きな負担になっていると思います。

経理事務に関するパソコンの利用率、中小企業では4割程度というようにアンケートが出ています。そのため、実際には自分たちの企業の中では行っていないで外注にしているという企業も多く、年末調整の事務を委託している割合は37.5%、6割以上の企業が自社で年末調整の事務を行っていますが、委託している場合の委託料は300人超の企業の場合、年に1,800万円も必要となっているということなので、企業の負担はすごく大きいのです。この議論がどこにも出ていません。

消費税の軽減税率になるといってインボイス制度を採用するということになっているとすれば、では、どのようなシステムエンジニアリングになるのでしょうか。このようなことをもう少し議論していくべきだと思います。以上のような納税環境についての整備を議論することがとても大事であると思っていますので、今回、取り上げていただいた続きをぜひ行っていただきたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

本日は、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について、様々な御意見を頂戴しました。また、税務関係手続の電子化に限らず、経済活動や決済手段の多様化に対して納税者の利便性の向上及び適正・公平な課税の実現のための制度的対応についても考えていくべきではないかなどといった意見もあったと思います。

本日、皆様からいただいた御意見も踏まえて、納税者の利便性の向上、制度の信頼性の向上、適正・公平な課税の実現、この三つに向けて、諸外国の事例について勉強したり、納税実務に携わっている方々の問題意識も聞いたりしながら、政府税調として今後議論を深めていく必要があるのではないかと考えますが、この点、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、その方向で考えてみたいと思います。

では、この辺りで今回の議事は終了したいと思います。本日は、まず国際課税に関するいくつかの課題のうち、外国子会社合算税制の見直しについて御意見を頂戴しました。次回も同じテーマを中心に引き続き議論を深めていきたいと思っています。

また、個人所得課税改革に関しても、前回の総会で申し上げましたとおり、就業調整を意識しなくても済む仕組みの構築などについて更に議論を深めると同時に、残されたその他のテーマについても議論していきたいと思っています。

納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に関しては、近年の取組みへの評価や今後の課題について意見をいただきましたが、本件についても今後、次回よりも先になると思いますが、幅広く議論を行っていききたいと思います。

総会日程につきましては改めて事務局から御案内しますので、よろしく申し上げます。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。